

## 熊本家庭裁判所委員会（第10回）議事概要

### 第1 開催日時等

1 日 時 平成19年10月31日（水）午後1時10分～午後4時00分

2 場 所 熊本家庭裁判所第1会議室

3 出席者

（委員） 相澤明憲，浅井美栄子，植村照子，末永英男，徳永恵子，  
永留克記，中村俊隆，東健一郎，福島絵美，古荘文子，  
山上富蔵，山口博（五十音順）

（事務局等）事務局長，首席家庭裁判所調査官，首席書記官

4 意見交換テーマ

少年事件における被害者の視点について

### 第2 議事概要

【発言者の略記＝ ○：委員長，△：委員，□：事務局等】

1 開 会

2 熊本家庭裁判所長のあいさつ

3 ビデオ視聴（「少年審判～少年の健全な育成のために～」(最高裁判所作成)）

4 「少年事件における被害者の視点について」の意見交換

(1) 少年事件における被害者に対する配慮の制度について

首席書記官から別紙1のとおり説明

(2) 意見交換

少年事件の被害者が，どの程度の割合でこの制度を利用しているか。少年事件の何パーセント程度か示せる統計があれば示していただきたい。

少年事件には被害者が存在しない事件，例えば暴走行為やシンナー等の

薬物乱用の事件などがあり，全体の事件数を示す統計はあるものの，窃盗など被害者が存在する少年事件がそのうち何件かといった統計がないので，利用率を正確に示せるものはない。

この制度は，どの程度，国民に浸透しているのだろうか。

個人的な感覚としては，余り利用されていないというのが実感である。その背景としては，被害者は，警察など捜査機関における取調べの際に話をする機会があり，その際に被害者としての心情等を話す機会がある。したがって，あえて裁判所の審判手続で意見を述べるといったところまで至っていないのではないだろうか。

私の場合，今回の委員会に出席するに当たり，この制度についてインターネットなどで調べて初めて実情を知った。国民全体に広く浸透しているとまで言えるかどうか……。私の感覚としても国民全体に広く浸透しているとは言えないと思う。

少年事件は非公開手続ではあるけれども，閲覧や謄写が認められた者に対しては，何らかの制限はあるのか。例えば，閲覧や謄写が認められた人が入手した情報や資料が，その人たちを通じて世の中に出回るといったことがあり得るのか。

少年法に，正当な理由がないのに少年の身上に関することをもらしてはならず，知ったことをみだりに用いて少年の健全な育成を妨げるなどの行為をしてはならないという規定がある。

事件の被害者に，被害者配慮制度があるということを最初に知らせるのはどの段階か。

犯罪被害者に制度を知らせるのは，被害者と最初に接触する機関である警察署の役割ではないかと思う。私もこの制度については，新聞記事などで何となく知っていたという程度で，いつからこの制度が始まったのかとか詳しい内容については知らず，インターネットを利用して調べた。その際に，警察署のホームページで勉強したが，非常に分かりやすく工夫され

たホームページであった。

裁判所や各機関がこの制度を広く浸透させたいと考えるのであれば、警察との連携が必要ではないかと考えるが、その当たりの実情はどうか。

裁判所では、この制度の周知を目的として、制度の内容を説明したリーフレットを作成しているが、このリーフレットは裁判所内に備え置いたり、被害者へ送付するだけでなく、県警本部や警察署、検察庁、保護観察所、弁護士会にも配布し、制度周知にご協力いただいている。

各機関がお互いにもっと連携して、国民への制度周知に向けた一層の努力をお願いしたい。

特に少年事件の場合には、被害者側から見れば、加害者である少年が守られているという不公平感があると思うので、制度の周知はきちんとしてもらいたい。

刑事事件の場合には、被害者が加害者の刑を重くしてほしいといった心情を裁判官の前で述べる機会があるし、実際に被害者の意見が判決に反映される場合もあると思うが、少年事件の場合にも、被害者が、少年に対する処分を重くしてほしいと裁判官の前で述べれば、処分が重くなることもあるのか。

個人的な考えではあるが、被害者が少年に対する処分を重くしてほしいと述べたから、処分を重くするのであれば、少年法の趣旨や目的に反することになると思う。

被害者が裁判所で意見を述べる際には、加害少年やその保護者もその場にいるものなのか。

少年やその保護者がいる場所で、被害者が意見を述べることもあり得るし、少年らがない場所で意見を述べることもあり得る。

被害者が意見を述べる際に少年が退席するという取扱いが慣例となっていることはないのか。

私の場合には、少年が在席する中で被害者が意見陳述したという事件を

経験したことがある。被害者の意見陳述に当たって、少年は退席させるのが通例ということではなく、事件ごとに個別に検討されているのではないかと思われる。

少年が立ち会う中で被害者が意見を述べるということが常態ではないということであるのならば、裁判所が作成したリーフレットには、「審判の場で裁判官に対して意見陳述を行う場合には、少年や少年の保護者が在席します。」との記載があるが、「・・・在席することもあります。」などとした方が正しくないか。このリーフレットが、被害者配慮制度を国民へ周知する目的で作成されたものであれば、実情をきちんと反映させた表現にした方が良い。

被害者配慮制度は、よく利用されているのか。

少年事件の場合には、暴走行為やシンナー等の薬物乱用など被害者のいない事件も多く、少年事件全体に占める利用率は算出されていないが、余り利用されていないのではないかと考えている。

被害者が存在するすべての少年事件について、被害者への配慮制度の案内を行っているのか。

当庁では、少年事件の被害者全員に対して制度の案内はしておらず、事件の内容によって振り分けている。

被害者に対する配慮制度の案内は、どのような方法で行っているのか。

裁判所で作成しているリーフレットを送付する方法によっている。まず、リーフレットに目を通してもらい、内容について質問があれば個別に対応することとしている。

被害者が意見陳述を行うことにより、どのようなことが期待できるのか意見をうかがいたい。

少年審判でも刑事裁判のように被害者の心情等が裁判所の処分に少なからず影響を与えることになるのか。

私としては、現行の少年審判のもとでは、被害者の心情等を審判結果に

反映させるべきではないと考えるが、事件によっては難しい問題であると思う。

被害者の意見を審判に反映させるべきかどうかという点では、私は少年審判を刑事裁判と同じにしてはならないと考える。

被害者が意見を述べることは、単に少年の処分を重くしてくださいと裁判所に訴えるだけでなく、被害者が意見を述べる機会を与えられることにより、被害者の感情が和らげられたり、少年に被害者の気持を理解させる機会となり、少年の更生に効果があると思うが、その点について、実情はどうか。

被害者が加害少年に対して意見を述べることで、少年の更生につながると直接的に結びつけるのは適切ではないかもしれないが、被害者の心情等を伝えることが、少年を更生させるためのきっかけとして期待できるとして、被害者の意見陳述の場面を設定している面もあると思う。

少年事件と報道について、何か意見はないか。

少年事件についてのこれまでの報道は、非行内容や加害少年あるいは加害少年の更生に目を向け、どちらかといえば、被害者の立場を置き去りにしてきたのではないかと思う。その後の世の中の動きによって、報道の在り方も少しずつ変わってきた経緯がある。その意味では、報道も司法と同じ問題を抱えていると思った。

ただ、被害者感情が前面に出てきている事件をどう取り扱うのかについては問題もある。特に少年犯罪の場合には、少年の更生を重視しすぎて、被害者を蚊帳の外に置き去りにしていいのかという問題もあって、難しい。

加害少年が犯罪被害者の気持に接することで考えさせられることは多いし、少年の更生にも効果や影響は出てくると思う。したがって、少年の面前で被害者が意見を述べることは、少年の更生に役立つ制度であると思う。また、被害者も意見を述べたということで救われるということもあるだろう。その意味では、この制度をもっと国民に知らせる必要がある。

被害者が少年の処分を重くしてほしいという意見を述べることについては、どのように考えるか。

裁判員裁判と違い、少年事件では職業裁判官が少年事件を取り扱うので、被害者がそういった意見を述べたとしても、被害者の意見が直接的な形で審判に反映される心配は少ないと思うので、現実には、その点は問題ないと思う。むしろ被害者に意見陳述の機会があることで、被害者は被害者自身の感情等を和らげることになるし、少年は被害者の心情等を理解し、それによって更生の機会をとらえるきっかけになると思う。

申し出をした被害者に対して審判結果を知らせない場合もあるのか、また、それはどういった場合が考えられるのか。

例えば、被害者へ少年の情報を提供することで、被害者が少年に対して復しゅうするおそれが高い場合などが考えられるが、事例としては少ないのではないか。

ほかには、被害者がみだりに審判結果を公表する可能性が高いような場合が考えられる。

少年の付添人として、捜査段階で、被害者と示談交渉を行いたい、被害者の住所を教えてもらえないことがある。この点について、他の委員の皆さんはどのように考えるか意見をうかがいたい。

いきなり加害者や加害者の代理人と名乗る弁護士からわび状が自宅へ送られてきて、どうして自分の住所が分かったのだろうと不安になったという話を被害者から聞いたことがある。この事例では、被害者の住所が警察から加害者の代理人弁護士へ伝わったようであるが、その場合、警察は被害者に対して、事前に連絡し、被害者の了解を得ておくなどの配慮が必要だったのではないかと思った。

例え弁護士であっても、加害少年の代理人としての立場で手紙を出せば、被害者は、加害少年本人も自分の住所を知っているのではないかと考えると思う。例えば、代理人である弁護士は、被害者へ手紙を送る際には、被

害者に対して、「あなたの住所は代理人である自分だけが知っているものであり、加害者本人は知りません。」という内容を付け加えるなどの工夫や配慮も必要だと思う。

現在は、個人情報保護法が制定されるなど、本人に無断で第三者に住所などの個人情報を教えることはしてほしくないというのが市民感覚ではないだろうか。

弁護士は、職務上必要な範囲であれば、個人情報も知りうる立場にあるが、それでも、このような場合には、配慮が必要であるということだろうか。

被害者の心情等を考えれば、配慮は必要であると思う。

- (3) 被害者の視点を取り入れた調査ないし保護的措置について  
首席家庭裁判所調査官から別紙2のとおり説明

- (4) 意見交換

被害者調査の実情等について、意見や質問はないか。

書面照会を含めた被害者に対する調査は、被害者が存在するすべての少年事件で行っているのか。

現在のところ、すべての事件で行ってはいないのが実情であり、今後拡大していく予定である。

少年のコミュニケーション能力や表現力が低下していることが問題となり、若い人たちが他者を思いやれないという傾向が見られる。そういった現状を踏まえて、少年には被害者の心情等をきちんと伝える必要があると思うし、また同時に、加害少年が被害者の心情等をきちんと理解できるように伝えることも必要であると考えます。

熊本城清掃活動の状況はどのようなものなのか。

学生や少年友の会などのボランティア活動によって支えられている。清掃活動には、少年だけでなくその保護者にも参加を求めており、親子で参加させている。この活動は、親子間のコミュニケーションを図る機

会としてだけでなく、少年にとっては年齢の近い学生ボランティアの方たちとコミュニケーションをとる場としても有用に活用できているのではないかと考えている。

加害少年は、被害者の心情等をきちんと理解できるのだろうかという疑問がある。通常は、逮捕されてまず思うのは、自分のことや自分に身近な人、例えば家族のことだと思う。捕まってこれから自分はどのようなのだろうかという不安、こういうことになったことへの反省や後悔、その次に、家族に心配をかけたことへの反省や後悔であろう。被害者のことを思って反省するのはその後だろう。身近なところから理解させて更生を促すのが早道であると思われるが、それでいいのだろうかと考える時もある。

別の見方をすれば、少年の家族も被害者のひとりであると言えるのではないか。少年にとって、自分の非行によって家族に迷惑をかけたということをきちんと理解させることが、被害者の感情を理解させることにつながると考えられないだろうか。

加害少年に、被害者の心情等を伝え、そのことを理解させることは少年の再非行防止の動機付けとなり、少年の更生に大きく役立つことになるのではないか。したがって、被害者の視点を取り入れた調査を行い、被害者の心情等を少年へきちんと伝えることは、加害少年へ反省を促し、再非行を防止するという点で非常に有効であると考えられる。今後もより一層、被害者調査を進めてほしい。

## 5 次回のテーマ

### (1) 提案されたテーマ

#### ア 面接交渉の在り方、面接交渉をめぐる実務上の問題点

今回のテーマが少年事件関係であったので、次回は家事関係について意見交換することとし、離婚によって離れて暮らすことになった親と子の面接交渉について意見交換してはどうか。



イ より利用しやすい家庭裁判所とするために

家事事件や少年事件にとらわれず，もっと概括的なテーマとして家庭裁判所が提供する司法サービス全般についての在り方などを意見交換してはどうか。

(2) 次回テーマ

面接交渉についていろいろな角度から意見交換をしたいという意見が委員からあり，次回テーマを「面接交渉の在り方，面接交渉を巡る実務上の問題点」とすることで委員全員の了承が得られた。

6 次回期日

平成20年5月30日(金)午後1時30分

7 閉 会

( 別紙 1 )

## 少年事件における被害者に対する配慮の制度について

これまで、刑事司法においては、被害者を救済することよりも、むしろ加害者を特定し、加害者に対してどのような責任を追及するかということに主眼が置かれていたこともあり、犯罪被害者は、長い間蚊帳の外に置かれていた。つまり、被害者は、被害をこうむったという立場ではあるが、支援が必要な存在というよりは、加害者特定のために必要な存在であるという認識で動いていたといえる。

そのような中で、被害者は疎外され、やり場のない気持ちをどこにも受け止めてもらえないことや、被害者が犯罪によってどのようなことを経験したのか、どういうところに問題があるのか、何がつらいのか、どうしてもらいたいのかといった被害者の立場や心情が、いろいろな形で社会に対して明らかにされるようになってきた。

その結果、平成 12 年には、法レベルでの改正が行われ、強姦罪の告訴期間の撤廃やビデオリンク、証言時の遮へい措置といった刑事裁判における証人としての被害者援助、意見陳述権の付与、刑事裁判の優先傍聴などが被害者の権利として認められるようになった。

一方、少年事件においては、少年審判が非公開とされているが、少年事件の被害者であっても、自分が被害にあった事件の詳しい内容を知りたいし、自分に被害を与えた少年に対する処遇がどうなるのかについて関心を持っていることがあり、また、自分の心情・意見を何らかの形で処遇決定に反映したいという声も広がってきた。

その声は、平成 9 年に起きた神戸連続児童殺傷事件以降本格化し、その後、平成 12 年 5 月に相次いで起きた「17歳」による犯罪（佐賀バスジャック事

件，愛知主婦殺害事件など）を契機として，立法者や国民に強く認識されるようになり，それを受けて，被害者に対する配慮の充実が盛り込まれた少年法改正案が同年 1 1 月に成立し，翌年の平成 1 3 年 4 月 1 日から施行された。

以来，家庭裁判所では，少年事件の被害者に対する配慮として，少年法の目的や趣旨に反しない限度で様々な対応を行っている。

具体的には，①被害者による事件記録の閲覧・謄写，②被害者等の申出による意見聴取，③審判結果の被害者等への通知がある。

被害者による事件記録の閲覧・謄写については，被害者及び被害者と一定の関係にある者が，少年に対する損害賠償請求権の行使のために必要がある場合など正当な理由がある場合に，裁判所に対して当該少年事件記録の閲覧・謄写を申し出て，裁判所がこれを認めた場合には閲覧・謄写ができる制度である。

被害者等の意見聴取については，被害者及び被害者と一定の関係にある者が，被害に関する意見の陳述を裁判所に申し出て，裁判所がこれを相当と認めるときには，裁判官あるいは家庭裁判所調査官に対して意見を述べることができる制度である。

審判結果の被害者等への通知については，被害者及び被害者と一定の関係にある者が申出をすれば，原則として，家庭裁判所は，①少年及びその法定代理人の氏名・住所，②決定の年月日，主文及び理由の要旨を通知する制度である。

なお，現在の取組としては，被害者等がいる一定の事件については，家庭裁判所から被害者等に対する被害者配慮制度の案内を行い，被害者等への配慮の一層の充実に向け努力している状況にある。

( 別紙 2 )

1 少年事件における被害者調査の実情

熊本家裁では、平成 18 年 4 月 1 日から本格的に被害者調査を行っている。当初は、観護措置が取られた事件について実施していたが、平成 19 年度からは在宅事件にも拡大している。

被害者照会書の回答率は、約 85 パーセントと高い水準にあるが、書面照会とは別に、被害者に直接面接調査したものもある。

被害者照会書の回答の特徴は次のとおりであった。

(1) 身体犯

傷害事件や恐喝事件などの身体犯では恐怖、不安などの精神的な影響を受けたことの記載が多く見られる。また、被害者照会を行った時点では、謝罪や被害弁償が済んでいないことが多いことから、謝罪がないことや示談交渉の進行についての怒りが多く書かれており、謝罪や弁償について少年やその保護者に対して裁判所から指導してほしいと書かれていることもある。少年の処分については、厳しい処分を望む者が約 3 分の 1 あった。

(2) 財産犯

窃盗事件の被害者は、自転車やバイクが盗まれたために、通勤の不便さや仕事への影響をあげており、さらに愛着があったバイクを盗まれて残念であるなどの意見が記載されていた。また、身体犯と同様に謝罪、弁償への不満が多く見られ、少年に対しては、厳しい処罰を望んだり、弁償・謝罪に来てほしいという反面、立ち直ってほしいとする意見も比較的多くあった。

次に被害者調査の活用状況であるが、被害者調査によって得られた情報を、家庭裁判所調査官による調査及び審判において少年やその保護者に伝え、少

年が起こした犯罪を被害者側からの視点で考えるように活用している。また、少年やその保護者に被害者が望んでいることを伝えることは、少年の健全育成に役立つだけでなく、被害の回復にも役立っていると思われる。

## 2 被害者の視点を取り入れた保護的措置の取組み

保護的措置とは、家庭裁判所に係属した事件のうち、不処分または審判不開始で終局する事件について、再非行防止を目的に、家庭裁判所が少年及び保護者に対する働きかけを行うことである。保護的措置は、調査や審判の段階で、裁判官、家庭裁判所調査官が行うもの、講習や社会奉仕活動など一定の枠組みで行われるものに大別される。

熊本家庭裁判所における被害者の視点を取り入れた保護的措置として、バイク盗再犯防止講習及び万引き防止教育を行っている。また、親子関係の調整を目的とした保護的措置として熊本城清掃、切手整理活動を行っている。